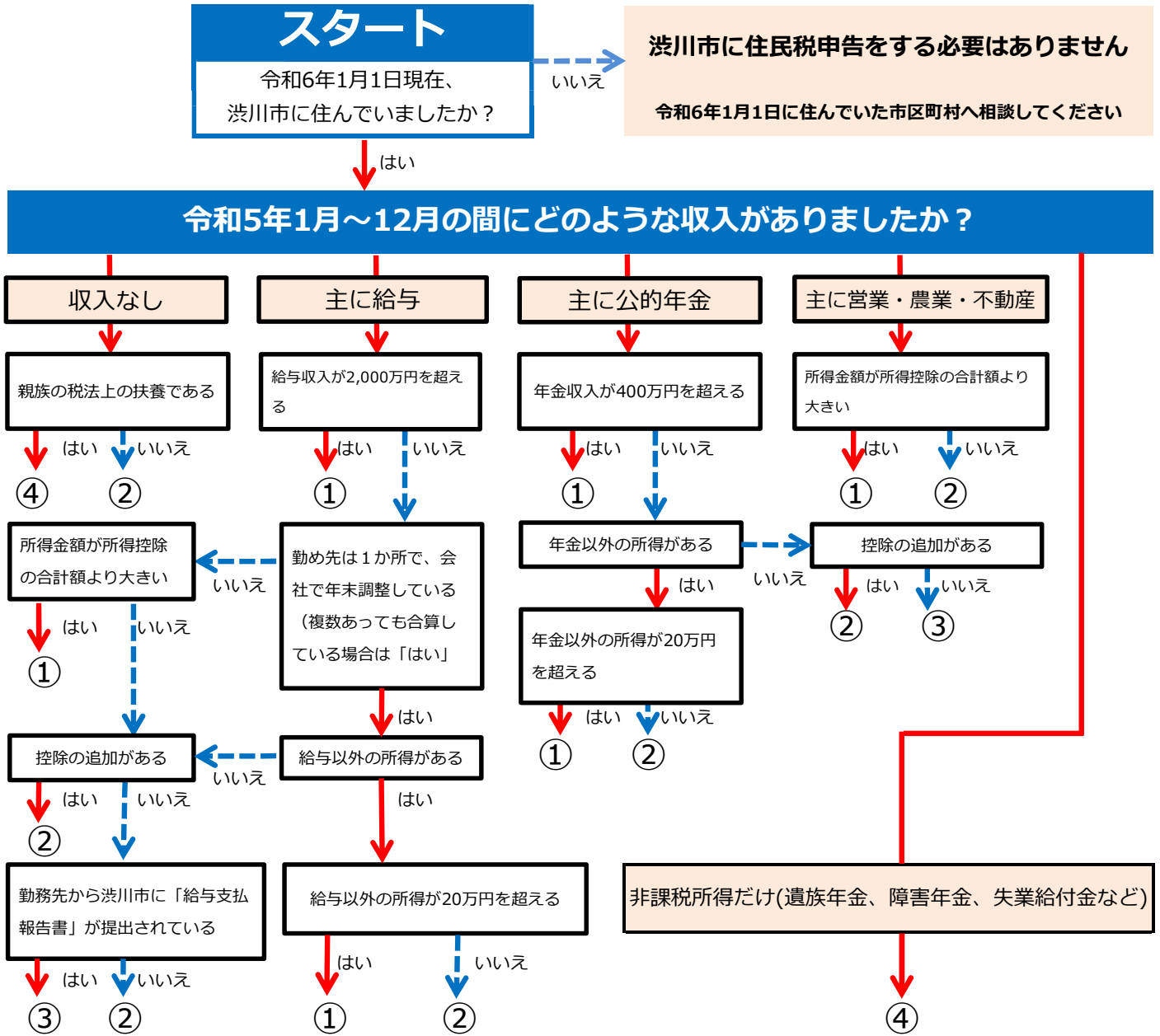


住民税申告・確定申告の簡易判定 フローチャート



《フローチャートの判定結果》

※フローチャートは一般的な例を示しています。

①	確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を提出すれば、住民税の申告も行ったこととなります。 確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
②	住民税申告が必要です	簡易な内容なら電話申告が可能です。 所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
③	申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
④	申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。

申告は正しくお早めに

電話申告・問い合わせ先：第二庁舎申告会場（税務課） TEL22-2251

※各行政センターでは申告に関する電話の問い合わせは受け付けていません。